

自治研 1979 12

1979
12

No. 27 特集 革新県政を推進するための政策研究会



神奈川県地方自治研究センター

「革新県政を推進するための政策研究会」が発足

学者・文化人の会と県地方自治研究センター共催で行われた“公開シンポジウム「地方の時代」を点検する”と合わせて、かねてから準備されてきた「革新県政を推進するための政策研究会」が、12月8日県民ホールで、長洲県知事の出席と多くの関係者の期待のもとに発足した。

これまで、新神奈川計画のローリングに合わせて県政研究が進められてきたものをふまえて、研究会は本格的に県職員、自治労県本部、学者・文化人、社会党を中心とする県議団、住民運動家、自治研センターの関係者によって準備されてきたものである。

発足会では、まず関係者の連帯のあいさつが行われた。1年近い準備経過と、その段階で議論された研究会の位置づけ、会の規模、構成、研究テ

ーマ、運営等について報告がなされた。続いて研究会の会則と活動方針が審議され、満場一致で確認された。

今後の運営は運営委員会を設け協議されるが、活動推進のためのメンバーは、当面「居住環境」「健康と福祉」「文化・社会連帯」「婦人問題」の各分科会に配置される。また、コミュニティづくりに欠くことのできない「地域経済政策研究」チームも特別に配置される。

なお、発足会には会員約100名が参加したが、引き続き行われた第1回運営委員会で横山桂次中央大学教授が代表委員に選出された。

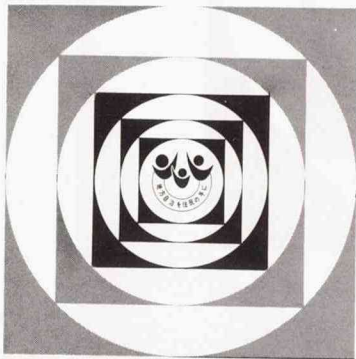
確認された会則と活動計画は別掲の通りであるが、討議経過の要約として自治研センターの理事会報告を載せる（討議資料1）。



もくじ ◆◆ CONTENTS

自治研 かながわ 1979 **12**

No. 27 特集 革新県政を推進するための政策研究会



神奈川県地方自治研究センター

「革新県政を推進するための政策研究会」が発足……	2
会 則……………	3
活動計画……………	3
討議資料1 自治研センター理事会での討議経過…	4
討議資料2 政策研究会の活動—その理念と方法 論について……………	5
討議資料3 地域学習運動推進要領案……………	6
討議資料4 地域経済政策のためのメモ……………	7
「地方行財政システム改革」に対すとりくみの経過…	8
資料1 地方行財政システム改革の基本的考え方 について……………	11
資料2 神奈川県地方行財政システム検討委員会 の設置及び運営に関する要綱……………	12
編集後記……………	13

革新県政を推進するための政策研究会会則

1. (名称) この会は、「革新県政を推進するための政策研究会」と称する。
 2. (目的) 地方自治に関する調査研究および地域調査運動を通して政策提起を行い、住民とともに「地方の時代」を担う神奈川革新県政を推進することを目的とする。
 3. (活動内容) この会は次の活動を行う。
 - ① 自治体行財政の調査研究
 - ② 研究会等の開催
 - ③ その他目的達成のために必要な活動
 4. (会員) この会は、目的に賛同する個人および団体により構成する。
 5. (運営等) ①この会の運営のために運営委員および事務局員を置く。②運営委員は、会の活動推進のため必要により随時運営委員会を開催する。
 6. (経費) この会の経費は必要により会員が負担する。
-
-

活 動 計 画

会の研究活動は「政策領域別研究」「地域経済政策研究」および「地域学習運動」を柱として進めていくが、それぞれは個別の領域であると同時に相互に関連するものであり、運営委員会の調整の下に進展がはかられる。

当面の研究プロジェクトとして、「政策領域別研究」に関して分科会を設け、「地域経済政策研究」については全体会議において継続研究を行う。また、それぞれの研究活動の進展を待ち、必要な課題について「地域学習運動」を展開していく。

1. 政策領域別研究

次の4分科会を設け、継続研究する。

- ① 居住環境分科会
- ② 健康と福祉分科会
- ③ 文化・社会連帯分科会
- ④ 婦人問題分科会

会員はいずれかの分科会の研究活動に参加する。各分科会は80年1月から6月までの間、原則として月1回のプロジェクトを持ち、全体会議に中間報告する。

2. 地域経済政策研究

長期的かつ基礎的研究課題として位置づけ、全体会議として2カ月に1回のプロジェクトを持ち、研究を進める。

3. 地域学習運動

「政策領域別研究」「地域経済政策研究」の各プロジェクトのなかで「地域カルテ」作成の必要な課題を設定しながら、今後具体化していく。

4. 研究プロジェクトの進め方

各研究プロジェクトはそれぞれ主査・事務局担当各1名以上により進行をはかる。

5. 全体会議

80年7月に全体会議を開催する。全体会議は各分科会から中間報告を受けその後の活動について協議する。

＜討議資料1＞

自治研センター理事会での討議経過

自治研センターでは8月3日第9回理事会を開き、政策研究（県政研究会）について一定の討議をした。いままでの政策研準備会のうごきを報告したあと、自治研センターとしてこの政策研に提案すべき事務局の試案（下記の案）について討論し、基本的方向について承認を得た。この政策研についてその意義づけを評価し、積極的にこれに参加し、特に研究講師団（学者・研究者）を中心に全面的な協力体制をとることについて確認された。具体的な研究課題の設定にしたがって研究講師団の協力をするようになる。また、調査研究内容とそれともなう必要経費については、さらに政策研準備会での議論をまって引き続き検討をしていくこととされた。

以下が理事会で討議された自治研センター事務局試案である。

政策研究会への提案

自治研センター事務局と自治労・県職員・公企労・社会党県議団などで政策研究会を発足すべく準備しているが、この研究会が拡大定着するためにも、政策づくりを地域からまきおこす手段として、研究会で短期的課題と中・長期的課題を継続研究する場としたい。そのため、自治研センター事務局として次のフレーム（案）をたて対応したいと考える。

1. 政策領域別研究

- (1) 住民生活課題とそれに対応する行財政課題について、各政策領域ごとに研究プロジェクトを組織し、調査研究を進める。
- (2) 各政策領域ごとに共通する理念として「生活の復権」をかかげ、量的課題より質的課題に重視し、いままでのあり方に再検討を加える。

(3) 研究対象課題としては「居住環境」「健康」「雇用労働」「文化余暇」「婦人」「社会連帯」「社会保障」などの政策領域が考えられる。地域では従来の行政課題の認識ではとらえられない複合化した問題の解決をせまられており、その視点から具体的テーマ設定をする。

(4) 各政策領域ごとに短期的に政策化するものと、中・長期的課題に分けて検討する。現在行政のもっているデータ・指標などを当面は活用するが、必要に応じて独自調査を行う。

2. 地域経済政策研究

- (1) 生活課題、行財政課題とは別に、生産課題について中期的展望にたつて、広範に開かれた研究会を組織する。
- (2) 地域の産業経済政策が中心となるが、理念として「生産からの人間の回復」をめざすものとする。
- (3) 地域のおさえ方として、「首都圏の中の神奈川」「県内領域」「県央・湘南・県西・県北・横浜・川崎」などの区域区分が考えられるが、地域設定をも含めて研究課題とする。

(4) 生産課題は生活・行財政課題と相互に関連するものであるため、1の政策領域別研究の全体会議的要素を持たせる。

3. 地域学習運動

- (1) 地域（地区）ごとの情報資料を収集し、その特性や課題を調査し「地域カルテ」づくりをめざして地域学習運動を展開する。
- (2) 地域のことを自ら学ぶために「地域から、地域を、地域で」学ぶことを理念としながら、自治・分権・参加のまちづくりをめざすものとなる。地域ごとの政策づくりの第一歩とする。
- (3) 政策研としては、文献資料、地域基礎指標、

統計資料などを収集し、それを様式化するためモデル地区設定を行い、パイロット調査を行う。そのうえで一定の様式を作り各地区ごとの活動になっていく。

- (4) これらを中期的目標におさえ、当面、資料収集と地域課題を把握するため「地方自治確立県民調査団（仮称）」を編成し、自治体側への調査を行う。調査団は、学者研究者・労働団体・住民運動家・各級議員などで構成し、目的と

手法を定め、対象自治体を特定したうえで調査を行い、結果は公表される。この調査団は自治体へ情報公開をせまるうえでも有効な手段と思われる、調査団への参加が学習の場となり得るし、データも蓄積されるので、継続して活動していくものとなる。

（以上の案は理事会提案のレジメに討議内容を加え、自治研センター事務局で整理しなおしたものである。）

＜討議資料2＞

政策研究会の活動

—その理念と方法論について

1. 政策研究会の活動は大きく2つに分れる。

その1は “運動” としての調査活動である。今、問われているのは、歴史の転換期にあたり、社会の価値観の変化を原点に戻して探りあてることである。ゆれ動く価値観を人間性の回復の視点で見据えることである。そして、調査者自身が自己の変革を遂げていく過程でもある。この調査活動は次の諸原則に立脚する。

- (1) 調査活動は、あくまでも地域に密着する。
- (2) 調査活動は、対象の量的変化よりも質的变化に着目する。
- (3) 調査活動自身が動態的に運営される。調査者は、実は、調査対象つまり住民・市民から学ぶことによって自らを変革する。
- (4) 調査活動は、従って、持続的な運動として構築される。
- (5) 調査活動は、事実の発見によって満足するのではなく、調査過程における新たな人間関係の構築をめざす。
- (6) 調査活動は、人間を愛し虞れる組織・個人によって担われる。

(7) 調査活動は、科学的な社会調査によって、確認される。

(8) 調査活動は、できる限り事前の準備によって問題を明らかにした後に、実施される。

その2は 緊急的・重点的課題に対して、積極的な政策提言を行うことである。何が課題であるかは、調査活動自身から導き出されると同時に、委員会の討議の結果から導き出される。

確定された課題の分析と解決策の提言は、委員会の同意のもとに組織される課題別プロジェクトによって担われる、課題別プロジェクトは、許される限り広範な人々によって構成されるが、とりわけ市民・女性の力が不可欠である。

2. 政策研究会の活動は、さしあたり次の構想・理念のもとに進められる。

- (1) 人間の復権—“生活”の復権
- (2) 自立のための計画

<討議資料3>

地域学習運動推進要領案

1. 名 称

「地域学習運動」又は「白地図運動」又は「地区カルテ作成運動」

2. 趣 旨

地域から、地域を、地域で学ぶ。

社会学習としての調査。

地域を総合的に認識し、診断し、改善の方向を見つけ出す作業を運動化する。

3. スローガン

- 白地図を用意せよ、白地図を塗ろう。
- 白地図を持ってまちに出よう。
- 地域を診断しよう。
- 歩いて知ろうわが町。

4. 組織構成

- できるだけ広範囲の参加が可能な方法による。
- 住民・職員・研究者・学生・労働者・議員等。
- 労働運動の地域化との連携を追求する。
- 地理学・生態学・地学研究者等自然科学研究者の参加指導を求める。
- 都市計画研究者をアドバイザーに
- 地域の人材マップ作成も同時に

5. 調査方法

白地図またはコミュニティ・カルテの様式化、チェックリストによる。

6. 調査項目

- 域内水質検査個所・濃度
- 域内大気調査個所・工場

- 洪水予想地域。
- がけ崩れ危険地域。
- 空地個所・公有地個所。
- 寝たきり老人、一人暮らし老人数。
- 遊び場・児童公園等。
- 公共施設水準等に情報公開との関連で項目選定する。

以上ハード的な項目のほか、障害者の目から見た診断を行う（車椅子から、老人から）。

7. 組織化

- なるべく学生の参加を求める。（継続性との関連）
- 自治研センター名で「地域学習運動」参加のアピールを出す。

8. 要検討事項

ア、地域設定方法

範囲	{ 全 県 特定地域（モデル地域設定）
区分	{ 市町村 字 別

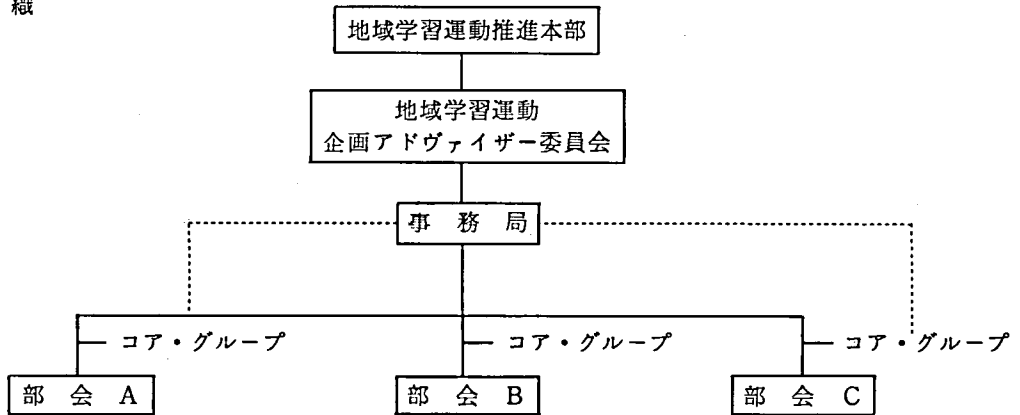
イ、予算規模

ウ、重点目標

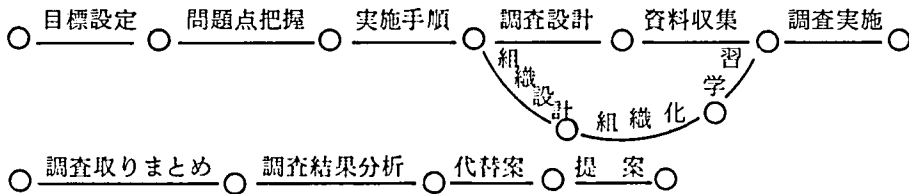
エ、ソフトウェア評価の扱い

オ、地域レベル、市町村レベルではとらえられないものの扱い

カ、組織



キ、スケジュール



<討議資料4>

地域経済政策のためのメモ

1. 現在県がやっている産業関連施策の分析と批判

- ① 商工部関係 ③ 労働部関係
- ② 農政部関係 ④ 環境部関係

2. 経済分析

- ① 国際経済
- ② 日本経済
- ③ 京浜工業地帯の動向
- ④ 湘南工業地帯の動向
- ⑤ 内陸工業地帯の動向

3. “頭脳センター構想”を手がかりに、産業政策へのアプローチを試みる。

- ① 産業構造の転換
 - エネルギー問題 → 地域エネルギー計画
 - 資源問題 → 再生資源利用計画

- 環境問題 → 環境保全計画
- 成長産業は何か → リサイクル計画
- ② 雇用圧力の強化
 - 女の問題 → いかなる“労働の場か。
 - 高令者の問題 → 公共労働吸収計画
 - 自然増による生産人口の問題 → 新産業創出計画
- ③ 科学・技術の集積と活性化
 - 研究都市構想 → 開発規制権限の運用
 - 企業の技術を地域に還元させる。
 - OB技術者の社会参加
 - 熟練労働の復活
 - 海外技術移転, 適正技術の発見と創造
- ④ 産業政策の形成過程と実施過程について

「地方行財政システム改革」に対する とりくみの経過

神奈川県地方自治研究センター

本年（79年）6月、長洲革新県政2期目の課題にとりくむ姿勢として、「地方行財政システム改革」を行うことを明らかにして以来（別添資料1、2参照）、県当局と数回にわたる折衝をもってきたが、そのとりくみの経過について以下報告する。

1. 第1回折衝（6月20日）

（県企画部次長・調整室長 V.S. 地財共）
（調・自治労・自治研センター）

自治と分権の確立のため、地方行財政の確立と国と地方を通ずる行財政システムについて抜本的に見直しを行い、その改革のための検討を行う組織がつくられることになったので、事前協議をうけた。

この地方行財政システム改革の基本的考え方（別紙資料1-1参照）は、①県の事務事業のうち市町村が処理することが適当なものは市町村に移譲する。②県・市町村間の行政手続等の改善をはかる。③県の行政内部の分権化を進め、出先機関に権限を移譲する。④国に対し、行財政制度の改革について実証的な問題提起と積極的なはたらきかけを行う。というものであった。

そのため県内部に、知事を委員長とする「地方行財政システム検討委員会」が設置され（別紙資料1-3参照）、具体的な提言を行うことになり、市町村の合意の得られるものから、55年4月実施をめざし、さらに56、57年にわたっての移譲についても引続いて検討を行うことの説明をうけた。（事務局企画部企画調整室）また、必要の都度、事前協議を行う約束をとりかわした。

2. 第2回折衝（8月17日）

（メンバー前回と同じ）

地方行財政システムの見直しを行うための具体的な検討方針がまとめられたので、市町村担当者への説明に先だち事前協議をうけた。

この検討調査方針によると、第1次調査として「許認可等の事務」をとりあげ、この一覧表を作ったうえ①県から市町村へ移譲することが適当なもの ②本庁から出先機関へ移譲することが適当なもの ③行政手続の改善が必要なもの ④国から県へ移譲することが適当なもの等は、8月末までに全庁的に調査する。同時に、県から市町村への許認可事務の移譲が必要なものについて、市長会・町村長会へ独自の調査を依頼したい。というものであった。

第1次調査のあと、調査担当課（案）のヒアリングを行い、10月以降、第2次調査として移譲にあたって必要な措置・条件などの調査を行うことになる予定も明らかになった。また、許認可等の事務以外の一般事務については、55年度以降検討し、自主財源の確保など財源配分等についての検討は別途ワーキンググループで検討されることになった。

3. 県と市町村間の関係の改革についての研究会（9月14日）

自治研センター主催で自治労県本部・自治総研を含めた研究会が開かれ、全国的な改革のうごき、その問題点について検討した。また、あるべき府

県の機能純化，新しい県・市町村関係について神原勝氏（地方自治研究者）より問題提起をうけ，討論を行った。引続き神奈川県のごきを注目しながら，研究会を継続することになった。

4. 第3回折衝（11月2日）

（メンバー前回と同じ）

第2次調査要綱の提示と，第1次調査の結果についての報告を受けた。

第1次調査の結果，許認可等の事務は2,401件が一覧表とされ，その中で県から市町村へ移譲すべき事務，国から県への移譲をすべき事務，廃止または事務改善すべきものが一括して提示された。

当時，第2次調査の集約が終りその整理と検討を加える段階であり，その検討がすみ次第，県，市長会，町村長会の3者協議を行う予定であることが明かにされた。内容を検討しあい，引続き協議の場をもつこととなった。

5. 自治労県本部内部の 検討会（11月24日）

提示された第1次調査の結果をもとに，自治労県本部内部の検討をするため，自治研センター講師団とともに検討会をもうけた。

まず，全国的な知事権限の市町村への委任のうごきにつき自治研センターからの報告をうけ，認識の一致をはかった。ついで，第1次調査の結果をもとに自治研センターからの若干のコメントをうけ，調査結果の特徴について討論した。国から県へ移譲すべき事務129件，廃止すべき事務66件，県内部の移譲159件他数10件，県から市町村へ移譲すべき事務のうち県独自のもの336件，他県でも行われているもの90件にのぼるものであった。

この検討の結果，いくつかの基本的事項でただす点が明かになり，疑問の解明につとめることとなった。

6. 第4回折衝（11月26日）

（メンバー前回と同じ）

第3回以降のうごきについて次のとおり説明があった。「11/8副知事をキャップとする検討部会を経て，11/14知事に説明をしたあと，市長会行政部会・町村長会事務局長に県での検討素材（県→市町村へ80事項300事務）を提示し，市長会側からの検討結果の非公式見解を聞き，現在相互に検討を加えている。12月中に結論を出し，しるべき措置・条件をととのえる準備をすすめているところである。」

また，「今回の行財政システム改革は，自治と分権の基本理念にもとづき，地方自治確立に寄与するため，国・県・市町村間の行財政のあり方を全般的に検討を加えるものであり，55，56，57年にかけて許認可事務・一般事務を含めて改革を行う考えである」ことが再度強調された。

さらに「第1次案の特徴として，①都市づくりに関連する権限は一定規模以上（将来10万程度）の市に移譲する。②公害関係も市独自の判断で行うように移譲する。③保健所設置市の権限強化，④食管法関係登録事務を全市町村に移譲する。」ことがポイントとしてあげられた。

質議のなかでこの他明かになった点は次のとおりである。

(1) 許認可事務の移譲にあたっての法的根拠と基本姿勢

移譲の法的根拠は自治法153条2項に当面ならざるを得ないが，基本的にはその事務の権限を市町村に「移す」方向である。移譲した以上は県としての干渉・介入はしない方向でやりたい。こうした既成事実をつみ重ねることにより，法改正の運動をおこしながら，市町村の権限強化につとめたい。

(2) 移譲後の知事の指揮監督権と市町村議会の権能との関係

知事の機関委任事務の委任（153条2項）によるものが殆んどであると思われるが，「移す」

姿勢は同項の基本のとおりである。国の法解釈によれば、指揮監督権が残り市町村議会は介入できないということになるがそうは考えていない。市町村の自治権をおかす考えはなく、法改正の運動は55年から具体化させ、56年の18次地方制度調査会の答申をめどにはたらきかけたい。

- (3) 市町村側からの要請と県のイニシアチブが強いといわれているが

率直に言って市町村全体からの強い要請というわけにはなっていないが、市長会行政部会などでは建築確認・宅地造成・屋外広告物・農地転用・食管法登録などの移譲をもとめている。県の行財政改革の基本姿勢は既述のとおりであり、いやしくも県の減量経営になるようなことのないよう知事からの指示もあり、減量経営は考えていない。

当面、県が「移せる」ものは何かを検討し、素材として提供したが、市段階での検討が進められていることでもあり、市町村の立場を十分尊重して協議をしたい。国と市町村間の関係に県が新たな介入をする考えは原則的にもっていない。現行法上、報告のとりまとめ手数料の統一程度にとどめたい。

- (4) 移譲にあたっての必要な措置、財源の保障

移譲にあたって新たな一括条例をつくる考えはないが、実施にあたっての要綱をつくる。また必要な個別の条例改正は行う。

また、第2次調査により取扱件数などはまとまったが、具体的な財源措置などを現在作業中であるが12月中旬までには明らかにしたい。必要な財政負担は県が当然負うものであり、必要に応じた人材・資材経費は負担し、市町村に超過負担を肩代りさせる考えはない。交付金制度になると思われる。

- (5) 「委任」を「移譲」に実質化させるための県独自の措置・手続

市町村との合意のうえでということが大前提である。移譲にあたっては知事と市町村長（あるいは市長会・町村会）との間で協定をむすび

たい。移譲のあとでの技術系職員等の必要な手伝いについては、今検討中の職員交流システムを活用しながら機能的に行いたい。

今までも協議をしてきたが、引続き関係職員組合との協議をすすめたい。

- (6) 市長会での検討のうごき

- A、相模原・海老名・座間・大和一総務関係
- B、厚木・伊勢原・平塚一環境・衛生
- C、横須賀・三浦・逗子一教育・福祉・労働
- D、藤沢・鎌倉・茅ヶ崎・綾瀬一建設
- E、小田原・南足柄・秦野一農政・商工
- F、横浜・川崎一全般的

以上6ブロックに分担しあって検討をしている。

7. シンポジウム〈地方自治の新段階をめざして〉(11月28日)

「地方の時代の行財政システムの改革」をテーマとしたシンポジウムが、全国39都府県、県下27市町村の代表ら200名を集めて、横浜国際会議場で開かれた。自治労県本部・自治研センターで傍聴参加した。これは地方行財政制度の改革について、県のシステム検討の一環として開かれたものである。

午前は「県と市町村の関係」について、埼玉・静岡・滋賀・広島の実例報告がなされ、午後は「国と地方の関係」について、成田横浜国大教授・正村専修大教授・西尾東大教授の問題提起をうけ、多くの討論がなされたが、結論は出ず、「自治・分権・参加」という基本理念について確認しあうにとどまった。全般的に地方行財政制度の改革についての総論は一致するものの、具体的な改革についてはかなり意見が分かれ、自治の本質・理念のとらえ方により異ってくる。

改革の理念として冒頭の知事のあいさつの中で要約されるように、改革の原則は「①県民にとって意味のあるもの、②基礎自治権の強化、③プロセス論の尊重、④多面的で重層的な関係の改善」が必要であろう。

〈資料1〉

地方行政システム改革の 基本的考え方について

1. ねらい

明治以降100年にわたる近代化と戦後の高度経済成長の過程を通じて、政治、経済、文化等の諸機能が中央に過度に集中する社会システムがつけられ、これによる様々な弊害が生じてきている。国と地方を通ずる行財政の面においても、この傾向が強く、本来、地方自治体はその権限と責任において処理すべきものについてまで国が関与し、地方自治体の自主性と創造性を著しく阻害している。

しかしながら、経済優先の高度成長が終った今日、生活の現場であり、福祉を実現する現場である地域や地方が尊重される「地方の時代」を推進し、各地域がそれぞれの特性を生かしながら、豊かに発展していくことができる仕組みがつけられなければならない。そのためには、中央集権による弊害を是正し、政治、経済、文化等のあらゆる領域で、中央の諸機能をできる限り地方に分散する地方分権的なシステムに転換していく必要がある。

真の地方自治の確立は、地方分権の大きな目標のひとつであり、地域における総合的な行政体である地方自治体がその主体性と創意に基づき、住民自治を基本として地域に根ざした行政を進めるためには、これを可能にする地方行財政の基盤の確立が今や最も重要な課題である。

このため、現行の国と地方を通ずる行財政システムについて自治と分権の観点から抜本的な見直しを行い、その改革に向けて地方自治体の場から具体的な実践と実証的な問題提起を行う。

2. 改革の目標

住民生活に密着する行政はできる限り住民に身

近なところで行われるよう、地方自治体とくに基礎自治体である市町村の自治機能を高めるとともに、県行政内部の分権化を進める。同時に、自治と分権の確立をはかるために国と地方を通ずる行財政システムの転換を求め、全体として国、県、市町村の行政責任の明確化をはかるとともに、〈分担〉とく〈共同〉の観点から相互関係の改善をはかることをめざして、次の事項を推進する。

- (1) 県の事務事業のうち、市町村が処理することが適当なものについては市町村に移譲する。
- (2) 県、市町村間の行政手続等の改善をはかる。
- (3) 県の行政内部の分権化を進め、地区行政センターをはじめ出先機関に権限を移譲する。
- (4) 自治と分権を進めるため、地方行財政制度の改革について、国に対し、実証的な問題提起と積極的な働きかけを行う。

ア 国と地方との事務配分

イ 地方税、地方交付税制度、国庫補助負担金制度、地方債制度等の税財政制度

ウ 許認可権、機関委任事務及び各種の法令、通達等による国の過度の監督、関与

エ 県から市町村への事務移譲及び県、市町村間の行政手続の改善を行うために制度改革が必要な事項

なお、上記(1)、(2)、(3)のうち実現可能なものについては、昭和55年度実施を目途に作業を進める。

3. 取組みの体制

- (1) 県と市町村が共通の認識に立って、十分な連携と協働作業のもとに進めるものとし、そのための協議の場を設ける。
- (2) 県内部の取組みは、組織の総力をあげて行うため、「神奈川県地方行財政システム検討委員会」を設置する。

〈資料2〉 神奈川県地方行財政システム 検討委員会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 国と地方を通ずる行財政システムを自治と分権の観点から抜本的に見直し、具体的な改革と提言を行うため、神奈川県地方行財政システム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成等)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は知事を、副委員長は副知事をもって充てる。

3 委員は、出納長並びに理事、部長（神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号）第3条第1項に規定する部長をいう）、企業庁長、教育長、警察本部長、議会事務局長、労務担当参事及び東京事務所長並びに委員長が別に指定する地区行政センター所長をもって充てる。

4 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地方行財政システムを検討するための調査方針の作成に関すること。

(2) 事務事業の当面可能な再配分計画の策定に関すること。

(3) 地方行財政システムの改革の提言に関すること。

(4) 行政手続の改善その他委員長が必要と認める事項

(検討部会)

第4条 委員会の所掌事項を協議するため、検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長には県政を統括する副知事を、部会員には別表に掲げる者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある県職員を部会の会議に出席させることができる。

(ワーキング・グループ)

第5条 部会長は、委員会の所掌事項を具体的に検討させるため、部会にワーキング・グループを設けることができる。

2 ワーキング・グループの構成員は、県職員のうちから部会長が指名する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、学識経験者等の意見を求めることができる。

(企画調整会議及び管理調整会議の役割)

第7条 委員長及び部会長は、必要に応じ、企画調整会議又は管理調整会議に具体的事項を検討又は調整させることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、企画部企画調整室において、ワーキング・グループの庶務は検討課題を主管する室課において処理する。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会、部会及びワーキング・グループの運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

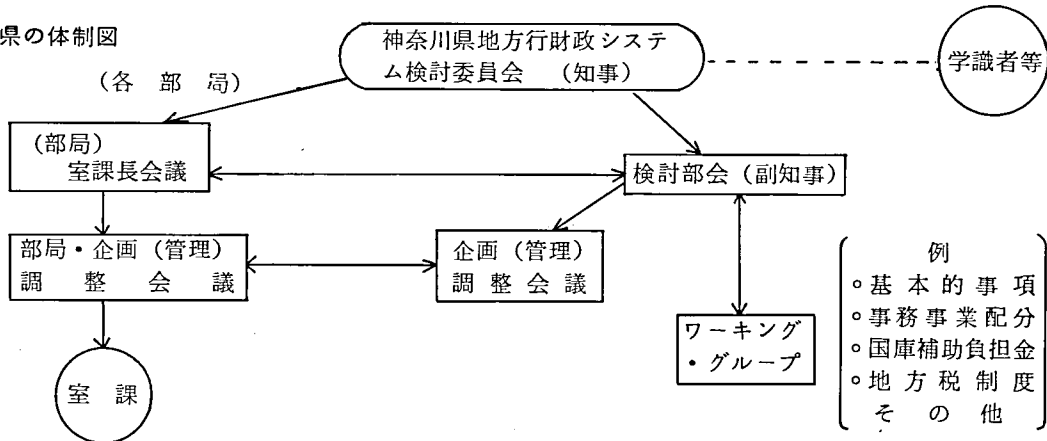
附 則

この要綱は、昭和54年6月20日から実施する。

(別表)

部会員	総務部長	企画部長	総務部次長
	企画部次長	人事課長	行政管理課長
	財政課長	税務課長	企画調整室長
	計画室長	市町村課長	文書課長
	部会長が指定する地区行政センター所長		

県の体制図



編集後記



どうぞよい新年でありますように。(上林)

□ 12月2日から18日間、ヨーロッパ6都市を訪れ、いろいろ見聞させてもらった。都市を中心として国家が成立した歴史が、それぞれの都市の現在の姿として残っているのが特に印象的であった。そこには、「自治」が当然のこととして息づいている。労働者の力が直接政治に影響をもっている。1ヶ国に滞在するのがわずか3日間という駆足しの調査ではあったが、直接見ることの大切さを痛感した。

□ 留守中に「政治研究会」を発足させていただいた。会員の皆さまに、この研究会に積極的に参加していただけるようお願いいたします。新年から具体的な活動が開始されることでしょう。この月報が届いて新年。80年代の始まりです。

□ 11月8日、革新県政を推進する学者文化人の会、当センター共催による「“地方の時代”を点検する」シンポジウム開催。マスコミ等による一般聴講者の参加が多かったにもかかわらず、時間の制約の関係で、話が煮詰まらなかったきがなきにしてもあらず。けれども県民の多くが“地方の時代”を点検する姿勢になりつつあると言えよう。

□ その中で、「現在、男性支配原理としての既存の社会で、生活者としての女性の存在そのものが大きく揺り動かされているが、その困として、家族と女性の経済的独立(就労意欲)とが対立関係にある」との指摘があったが、こうした根本的な問題を、地方の時代の論理の中でまさに婦人の問題としていかに模索していくかが大切だと思う。(桜井)

1979年12月25日発行

自治研かながわ月報 第27号 (1979年12月号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター

発行人 広田武治

編集人 上林得郎 定価 1部 200円

〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎045(201)1211~3

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月300円の半分または1年分をそえてお申し込みください。（80年1月以降は400円となります。）
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎045 (201) 1211, または自治労県本部 ☎045 (681) 7821 へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120～150ページ定価350円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。